

北海道告示第 11230 号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項に基づき、令和5年度後期実施技能検定について次のとおり告示する。

令和5年(2023年)9月1日

北海道知事 鈴木 直道

1 実施する検定職種(作業)及び等級区分

実施する検定職種(作業)及び等級区分は次のとおりとする。

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 1級及び2級

検定職種名	作業名
さく井	ロータリー式さく井工事作業
金属ばね製造	線ばね製造作業
ロープ加工	ロープ加工作業
機械検査	機械検査作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業
鉄道車両製造・整備	走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て作業
油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメイキング作業
和裁	和服製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
プリプレス	DTP作業
石材施工	石材加工作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業、和菓子製造作業
建築大工	大工工事作業
配管	建築配管作業
厨房設備施工	厨房設備施工作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事作業、 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
自動ドア施工	自動ドア施工作業
ガラス施工	ガラス工事作業
機械・プラント製図	機械製図CAD作業
電気製図	配電盤・制御盤製図作業
金属材料試験	機械試験作業、組織試験作業
塗装	鋼橋塗装作業
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
義肢・装具製作	装具製作作業
舞台機構調整	音響機構調整作業

(3) 3級

検定職種名	作業名
-------	-----

機械加工 機械検査 電子機器組立て シーケンス制御 内燃機関組立て 和裁 家具製作 建築大工 配管 型枠施工 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 貴金属装身具製作	普通旋盤作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 シーケンス制御作業 量産形内燃機関組立て作業 和服製作作業 家具手加工作業 大工工事作業 建築配管作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業 テクニカルイラストレーションCAD作業 機械製図CAD作業 貴金属装身具製作作業
--	--

(4) 等級を区別しないもの〔単一等級〕

検 定 職 種 名	作 業 名
製麺 エーエルシーパネル施工 バルコニー施工	機械生麺製造作業 エーエルシーパネル工事作業 金属製バルコニー工事作業

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験により行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

北海道経済部手数料条例(平成12年3月29日北海道条例第15号。以下「条例」という。)別表86の項の職種は次の表に定めるとおりとし、手数料は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

なお、2級又は3級の実技試験を受検する者のうち、(ア)から(ウ)に掲げる要件を全て満たす場合には、同表の右欄に掲げる手数料から、9,000円を減じた額とする。

(ア) 令和5年(2023年)4月1日(土)において、25歳に達していない者

(イ) 実技試験受検申請日において、雇用保険被保険者である者

(ウ) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

受検級	区 分	手数料(円)
特級、単一等級	全受検者	18,200
1級及び2級(※1及び※2以外)	全受検者	18,200
3級(※1及び※2以外)	在校生以外	18,200
	在校生	12,200

※1 「機械検査」、「婦人子供服製造」職種

受検級	区 分	手数料(円)
1級及び2級	全受検者	15,300
3級	在校生以外	15,300
	在校生	10,300

※2 「機械・プラント製図」、「和裁」、「テクニカルイラストレーション」、「電気製図」職種

受検級	区 分	手数料(円)

1級及び2級	全受検者	13,500
3級	在校生以外	13,500
	在校生	9,100

注 3級の実技試験受検者在校生とは、条例別表86の項の施設(次に掲げるものをいう。)の訓練生及び在校生(当該受検資格を有する者に限る。)である。

(ア) 公共職業能力開発施設(短期間の訓練課程の職業訓練を除く)

(イ) 認定職業訓練施設(短期間の訓練課程の職業訓練を除く)(現に雇用されている者を除く)

(ウ) 職業能力開発総合大学校

(エ) 高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、特別支援学校(高等部に限る)、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校

イ 実施期日

実技試験は、令和5年(2023年)12月4日(月)から令和6年(2024年)2月11日(日)までの間において、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途、北海道職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、令和5年(2023年)11月27日(月)に北海道職業能力開発協会の事務所で公表する。ただし、一部の検定職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、次の表の検定職種の欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる期日に行う。

検定職種名	実施期日
(1級及び2級) 機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 (3級) シーケンス制御、内燃機関組立て、配管、型枠施工	令和6年(2024年) 1月21日(日)
(特級) 全職種 (1級及び2級) さく井、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、パン製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 (単一等級) 製麺、エーエルシーパネル施工、バルコニー施工 (3級) 和裁、家具製作、機械・プラント製図、貴金属装身具製作	令和6年(2024年) 1月28日(日)
(1級及び2級) 舞台機構調整	令和6年(2024年) 1月31日(水)
(1級及び2級) 金属ばね製造、ロープ加工、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作 (3級) 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション	令和6年(2024年) 2月4日(日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(本人確認書類(運転免許証、保険証等の写し等)を含む)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

ウ 受検手数料

(2) 送付先（郵送のみ受付）

北海道職業能力開発協会 所在地 〒003-0005
札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号 TEL 011-825-2386

(3) 受付期間

令和5年（2023年）10月2日（月）から令和5年（2023年）10年13日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、北海道職業能力開発協会で作成し、

なお、申請書の用紙を郵送により請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、
返信用封筒（あて先を記入し、郵便切手140円分を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きのうえ、書留郵便にて郵送すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

ウ 申請書は、受付期間内の消印のあるものだけに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 受検申請時に、実技試験の手数料〔前記3の(1)アに掲げる額〕及び学科試験の手数料(3,100円)を、北海道職業能力開発協会が指定する口座への振込により納付すること。

なお、各地方職業能力開発協会にて受検申請する場合は、各地方協会が指定する方法によること。

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合、免除を受けようとする試験に係る手数料は、納付を要しない。

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、北海道職業能力開発協会が令和6年（2024年）3月8日（金）に書面で通知する。

(2) 技能検定合格証等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には北海道知事名の合格証書を交付する。

このほか、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、各総合振興局及び振興局の産業振興部商工労働観光課、又は北海道職業能力開発協会に問い合わせること。